[事案 2021-308] 生存保険金支払等請求

・令和4年8月19日 裁定終了

<事案の概要>

約款に記載されたとおりの長寿祝金(生存保険金)の支払い等を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年 10 月に契約した終身保険について、配当金の支払いは保険会社の義務であるため、約款に記載されたとおり、配当金を原資とする生存保険金を支払ってほしい (請求①)。また、頸椎性脊髄症のため入院し、硬膜外腔癒着剥離術を受けたため手術給付金を請求したところ、支払われなかったが、以下等の理由により、手術給付金を支払ってほしい (請求②)。

(1) 椎間板ヘルニアに対する手術に関しては手術給付金が支払われているが、椎間板ヘルニアと頸椎性脊髄症の手術は腰と首の違いだけであり、椎間板ヘルニアの手術と頸椎性脊髄症の手術とは同じである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)請求①について、本契約は予定利率が高い保険であり、保険会社の利益の捻出に寄与しているとは評価できないため、配当金の割当はない。
- (2)請求②について、約款上、手術給付金の支払対象は、開頭術、開胸術、開腹術等に限られ、 頸部に対する手術はいずれの手術にも含まれない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の 有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。